

市町村立学校教職員の懲戒処分

1 被処分者 草薙 喜夫 (男)

2 年齢 36歳

3 所属 久留米市内の小学校

4 職名 教諭

5 処分時期 令和7年12月24日

6 処分の程度 免職

7 処分の理由

被処分者は、令和6年6月5日（水）、校内に小型カメラを設置し、女子児童が更衣する姿を撮影した。

被処分者は、令和7年6月24日（火）に性的姿態等撮影罪で起訴され、10月31日（金）に罰金80万円の有罪判決を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。